

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

配信日 平成30年1月23日

訪問購入のトラブル ~強引な買い取りは法律違反~

内容

10日前、突然業者から電話があり「近所を回っている。不要な物を買取る」と言うので訪問を了解した。その日のうちに訪問があり、使わなくなった着物2枚を見せていたところ「アクセサリーはないか」と尋ねられた。断ったがしつこいので「査定だけなら」と指輪など3点を見てもらった。「着物だけは引き取れない。アクセサリーを含めた計5点を5万円で買取る」と言い、帰ろうとしなかった。2時間粘られて、根負けして売ってしまったが納得できない。5万円は返すのでアクセサリーと着物を返してほしい。(70代、女性)

消費生活センターからのアドバイス

訪問購入については、2010年に貴金属の押し買い被害が爆発的に増加したことから、法律が改正されました。主な改正点は 不招請勧誘（飛び込み営業）の禁止 クーリングオフの適用 - です。 について本事例を考えると、業者は事前に訪問勧誘の了解は取っていますが、不用品と言いながら相談者が売却を考えていないアクセサリーの買い取りを迫っていることから不招請勧誘に該当します。 のクーリングオフは、業者から契約書面を受け取ってから8日間は無条件で契約を解除できるものです。

事例では相談者は契約書面の交付を受けていなかったため期限を過ぎてもクーリングオフが可能です。訪問購入については、クーリングオフ期間内は、消費者は売却物品の業者引き渡しを拒否することが可能であり、さらに物品の引き渡しを受けた業者に対しては転売などに規定が設けられています。ただし、訪問購入であっても自家用車などの一部物品や転居に伴う売却などの一部取引形態は上記規制の対象にならないので注意してください。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月~金曜日) ... 午前9時~午後5時(12時~13時を除く)

全国共通ダイヤル ☎188 (イヤヤ!)



長崎市消費生活センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター

(0950-22-4222)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1135)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります